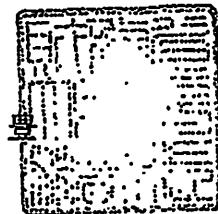


財秘第2945号
平成28年6月24日

内閣官房内閣人事局内閣参事官 殿

財務省大臣官房秘書課長
伊 藤



国家公務員退職手当支給制限等処分調査の実施について（回答）

平成28年5月18日付閣大人第409号をもって調査依頼のあった標記のことについて、別途のとおり調査票を提出します。

様式1-(1)

府省等名(財務省)
 所属課名・係名(大臣官房秘書課 給与第二係)
 担当者名(椎名 忍)
 連絡先電話番号(03-3581-4111(内線))

法第12条及び第14条から第17条までの支給制限等処分

① 今回調査期間中に行われた支給制限等処分の件数

根拠条項		処分 件数	うち、支払差止処分を行っていたもの					
			件数	法第13条 第1項第1号	法第13条 第1項第2号	法第13条 第2項第1号	法第13条 第2項第2号	法第13条 第3項
支 給 制 限 処 分	法第12条第1項第1号	4	1					
	法第12条第1項第2号	-----						
	法第14条第1項第1号	-----						
	法第14条第1項第2号	-----						
	法第14条第1項第3号	1	1					1
	法第14条第2項	-----						
返 納 命 令 処 分	法第15条第1項第1号	-----						
	法第15条第1項第2号	-----						
	法第15条第1項第3号	-----						
	法第16条第1項	-----						
納 付 命 令 処 分	法第17条第1項	-----						
	法第17条第2項	-----						
	法第17条第3項	-----						
	法第17条第4項	-----						
	法第17条第5項	-----						
合計		5 (0)	1	0	0	0	1	0

様式1-(2)

法第13条による支払差止処分

② 今回調査期間中に行われた支払差止処分の件数

根拠条項		処分件数	(A) うち、今回調査期間 中に支給制限処分を 行った件数	(B) うち、今回調査期間 中に取り消された 件数	(C) (A)及び(B)以外の 件数
支 払 差 止 処 分	法第13条第1項第1号				
	法第13条第1項第2号				
	法第13条第2項第1号	1		1	
	法第13条第2項第2号				
	法第13条第3項				
合 計		1	0	1	0

③ 今回調査期間中に取り消された支払差止処分の件数

該当条項		取消件数	取り消された支払差止処分の件数 (支払差止処分の根拠条項ごと)				
			法第13条 第1項第1号	法第13条 第1項第2号	法第13条 第2項第1号	法第13条 第2項第2号	法第13条 第3項
支 払 差 止 処 分 の 取 消 し	法第13条第5項第1号						
	法第13条第5項第2号						
	法第13条第5項第3号						
	法第13条第6項						
	法第13条第7項	2			2		
合 計		2	0	0	2	0	0

様式2-(1)

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日
退職者の所属府省等名	[] ()
退職時の勤務官署又は事務所	[]
退職手当管理機関	[]
処分の種類	全部支給制限処分
根拠条項	12 条 1 項 1 号
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	無
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 項 号
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成 年 月 日
処分を受けた者	退職者本人 「遺族」の場合、 退職者との続柄: []
支給制限・返納命令・納付命令額 (単位: 円)	[] 円
処分前の一般の退職手当等の額／既に支払われた一般の退職手当等の額	[] 円
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場合に記入してください。)	[] 円
処分後に支払われた一般の退職手当等の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してください。)	[] 円
勤続期間	[] 年 [] 月
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等 [] 級 (職名、区分等) []
身分	常勤職員
処分の理由	<p>退職者は、 たものであるが、 を窃取し、 において、郵便物発送手続きのため を窃取し、 を窃取し、いざれも換金し、その全額を費消した。 また、本件事実の隠ぺい工作や、上司及び監察官の質問に対して虚偽の供述を繰り返した。 以上の行為は、国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に該当するため、同法同条同項の規定により、懲戒処分として免職した。</p> <p>において に従事してい 同事務所内に保管中の 郵便局内</p>

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任	勘案する事情がない。
当該退職をした者の勤務の状況	勘案する事情がない。
当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度	勘案する事情がない。
当該非違に至つた経緯	勘案する事情がない。
当該非違後における当該退職をした者の官能	勘案する事情がない。
当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	勘案する事情がない。
当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	勘案する事情がない。
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※返納命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情
(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

その他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	免職処分
--------------------	------

様式2-(1)

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日			
退職者の所属府省等名	[] ()			
退職時の勤務官署又は事務所	[]			
退職手当管理機関	[]			
処分の種類	全部支給制限処分			
根拠条項	14 条 1 項 3 号			
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	有			
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 2 項 2 号			
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成 26 年	[] 月	[] 日	
処分を受けた者	退職者本人	「遺族」の場合、 退職者との続柄: []		
支給制限・返納命令・納付命令額 (単位: 円)	[] 円			
処分前の一般の退職手当等の額／既に 支払われた一般の退職手当等の額	[] 円			
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場 合に記入してください。)	[] 円			
処分後に支払われた一般の退職手当等 の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してく ださい。)	[] 円			
勤続期間	[] 年	[] 月		
退職年月日	平成 [] 年	[] 月	[] 日	
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等	[]	級 (職名、区分等)	[]
身分	常勤職員			
処分の理由	退職者が職員として在職していた期間において、①1月以上にわたる無断欠勤、②業務として管理し ていた宿舎共益費及び職場内積立金の業務上横領の疑い及び③ [] を行った [] から職務 行為等の対価関係が認められないにも関わらず、退職者名義の口座へ [] の振込みを指示した 詐欺、国家公務員倫理規程違反の疑いがある。これらの行為は、人事院の懲戒処分の指針に照ら し、懲戒免職処分を受けるべき行為と認められる。また、当該処分については、退職手当審査会に諮 問し、[] 付で妥当との答申を受けている。			

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任	退職者は、[] の [] として、[] の所掌事務に関する総合調整という重要な役割を担っていた。また、[] の [] として勤務していた当時は、[] を通じて、[] を実現するために法令等に基づき、公正に職務を遂行する責任を負っていた。
当該退職をした者の勤務の状況	[] として [] から計画的に事務を遂行するよう指導を受けており、表面上は的確な処理を行っていたが、宿舎共益費及び職場内積立金を管理している預金通帳は、[] 以降、改ざんした預金通帳の写しで [] の確認を受けていたことが判明した。
当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度	①1月以上にわたる無断欠勤 ②宿舎共益費([]) 及び職場内積立金([]) の業務上横領の疑い ③[] の [] として勤務していた当時、[] を行った[] から退職者名義の預金口座へ [] の振込み
当該非違に至つた経緯	消費者金融3社から借入を行っており、資金繰りが厳しかった様子が伺える。
当該非違後における当該退職をした者の言動	上司である[] に対し [] に出勤することを申し出ていたが、連絡のないまま出勤せず、同日以降消息を絶つて行方不明となっている。
当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	税務行政の遂行に重大な支障を及ぼすものである。
当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	税務行政に対する国民からの信頼を著しく失墜させるものである。
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※ 納付命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情

(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

その他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	懲戒免職処分相当 無断欠勤、業務上横領(刑法第253条)の疑い、詐欺(刑法第246条)の疑い、国家公務員倫理規程違反(国家公務員倫理規定第3条)の疑い
--------------------	--

様式2-(1)

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日			
退職者の所属府省等名	[] ()			
退職時の勤務官署又は事務所	[]			
退職手当管理機関	[]			
処分の種類	全部支給制限処分			
根拠条項	12 条 1 項 1 号			
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	無			
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 項 号			
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成	年	月	日
処分を受けた者	退職者本人	「遺族」の場合、 退職者との続柄: []		
支給制限・返納命令・納付命令額 (単位: 円)	[] 円			
処分前の一般の退職手当等の額／既に 支払われた一般の退職手当等の額	[] 円			
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場 合に記入してください。)	[] 円			
処分後に支払われた一般の退職手当等 の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してく ださい。)	[] 円			
勤続期間	[] 年 [] 月			
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日			
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等	[]	級 (職名、区分等)	[]
身分	常勤職員			
処分の理由	自身が担当する [] に際し、[] の過程で知り得た [] の個人情報を 私的に利用し、当該 [] の自宅住所にお守りを送付したほか、当該 [] 個人の携帯電 話及び当該 [] の電話に聯絡と関係ない内容の電話を複数回かけたことから、当該 [] に強 い恐怖心を与え、当該 [] が届け出た 警察署から警告を受けた。国家公務員法第 98条、同法第99条及び同法第101条の規定に違反し、同法92条(懲戒の場合)第1項第1号、第2号及 び第3号の規定に該当するとして、[] 付で懲戒免職処分を受けた。			

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任	勘案する事情なし
当該退職をした者の勤務の状況	勘案する事情なし
当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度	勘案する事情なし
当該非違に至つた経緯	勘案する事情なし
当該非違後における当該退職をした者の言動	勘案する事情なし
当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	国税組織全体の公務の遂行に著しい支障を生じさせた
当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	これまで税務職員が積み上げてきた国民からの理解と信頼を著しく損なうものであり、今後の税務行政に多大な影響を及ぼすものと思料される
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※ 返納命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情
(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

その他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	
--------------------	--

様式2-(1)

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 28 年 [] 月 [] 日			
退職者の所属府省等名	[] ()			
退職時の勤務官署又は事務所	[]			
退職手当管理機関	[]			
処分の種類	全部支給制限処分			
根拠条項	12 条 1 項 1 号			
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	無			
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 項 号			
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成 年 月 日			
処分を受けた者	退職者本人	「遺族」の場合、 退職者との続柄: []		
支給制限・返納命令・納付命令額 (単位: 円)	[] 円			
処分前の一般の退職手当等の額／既に 支払われた一般の退職手当等の額	[] 円			
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場合に記入してください。)	[] 円			
処分後に支払われた一般の退職手当等 の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してください。)	[] 円			
勤続期間	[] 年 [] 月			
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日			
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等	[]	級 (職名、区分等)	[]
身分	常勤職員			
処分の理由	<p>[] の間に複数回にわたり住宅にガラスを割って侵入し、ベルトを盗んだほか、[] 以降複数回にわたり、路上で女性に抱きつき体を触った。</p> <p>以上の行為は国家公務員法第99条(信用失墜行為の禁止)の規定に違反し、同法第82条(懲戒の場合)第1項第1号及び第3号の規定に該当するとして、[] 付で懲戒免職処分を受けた。</p>			

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任	勘案する事情なし
当該退職をした者の勤務の状況	勘案する事情なし
当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度	勘案する事情なし
当該非違に至つた経緯	勘案する事情なし
当該非違後における当該退職をした者の言動	勘案する事情なし
当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	国税組織全体の公務の遂行に著しい支障を生じさせた
当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	これまで税務職員が積み上げてきた国民からの理解と信頼を著しく損なうものであり、今後の税務行政に多大な影響を及ぼすものと思料される
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※ 返納命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情

(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

その他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	
--------------------	--

様式2-（1）

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日			
退職者の所属府省等名	[] ()			
退職時の勤務官署又は事務所	[]			
退職手当管理機関	[]			
処分の種類	全部支給制限処分			
根拠条項	12 条 1 項 1 号			
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	無			
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 項 号			
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成 年 月 日			
処分を受けた者	退職者本人	「遺族」の場合、 退職者との続柄: []		
支給制限・返納命令・納付命令額（単位：円）	[] 円			
処分前の一般的退職手当等の額／既に支払われた一般的退職手当等の額	[] 円			
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場合に記入してください。)	[] 円			
処分後に支払われた一般的退職手当等の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してください。)	0 円			
勤続期間	[] 年 [] 月			
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日			
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等	[]	級 (職名、区分等)	[]
身分	常勤職員			
処分の理由	<p>本件では、[] 有りの公文書の虚偽作成等を行い、官公署等に対し [] に関する情報の照会等を行った。また、これらの照会等により回答を得た資料を上司に無断で持ち帰り自宅で保管していた。</p> <p>更に、退職者は、自身及び [] の所得税の申告において、虚偽の内容の申告書を複数年にわたって作成・提出することにより、[] の還付を不正に受けたほか、[] の所得税の申告においても、[] に申告内容を説明することなく虚偽の内容の申告書を複数年にわたって作成・提出することにより、[] の還付金を詐取した。</p> <p>以上の行為は、国家公務員法第98条及び同法第99条に違反し、国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するとして、被処置請求を受けた。</p>			

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任	勘案する事情なし
当該退職をした者の勤務の状況	勘案する事情なし
当該退職をした者が行つた非適の内容及び程度	勘案する事情なし
当該非適に至つた経緯	勘案する事情なし
当該非適後における当該退職をした者の言動	勘案する事情なし
当該非適が公務の遂行に及ぼす支障の程度	国税組織全体の公務の遂行に著しい支障を生じさせた
当該非適が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	これまで税務職員が積み上げてきた国民からの理解と信頼を著しく損なうものであり、今後の税務行政に多大な影響を及ぼすものと思料される
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※ 返納命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情

(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	
--------------------	--

様式2-(2)

支払差止処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日
退職者の所属府省等名	[] ()
退職時の勤務官署又は事務所	[]
退職手当管理機関	[]
支払差止処分の根拠条項	第13条 2 項 1 号
処分を受けた者	退職者本人 「遺族」の場合、〔 〕 退職者との続柄: []
勤続期間	[] 年 [] 月
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等 [] 級 (職名、区分等) []
身分	常勤職員
支払差止処分の理由 (公務に対する国民の信頼を確保する上で 支障を生ずると認めた理由(「思料される犯 罪に係る罰条」を含む。)又は懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足 りると相当な理由と思料した内容)	退職者は、部下に暴行したとして警察署で事情聴取を受けていた最中、 公用文書等毀損罪で逮捕された。 公用文書等毀損罪に係る法定刑の上限は禁固以上の刑であるところ、退職日 時点においては当該刑事事件に係る判決が確定していないことから、一般の退職 手当等の額を支払うこととは、公務に対する国民の信頼を確保するうえで支障を生 じると認められる。 (思料される犯罪に係る罰条:刑法258条)
支払差止処分の取消しの有無 (※ 今回調査対象期間中に支払差止処分 を取り消した場合に「有」を選択してください。)	有
支払差止処分の取消しの該当条項 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	第13条 7 項 号
支払差止処分の取消しの年月日 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	平成 27 年 [] 月 [] 日

※前回調査の調査期間中に支払差止処分を行った事案において今回調査期間中に当該支払差止処分が取り消された場合、当該支払差止処分の内容についても再度調査票に記入すること。

様式2-(2)

支払差止処分の事案

处分年月日	平成 26 年 [] 月 [] 日
退職者の所属府省等名	[] ()
退職時の勤務官署又は事務所	[]
退職手当管理機関	[]
支払差止処分の根拠条項	第13条 2 項 1 号
処分を受けた者	退職者本人 「遺族」の場合、〔 〕 退職者との続柄: []
勤続期間	[] 年 [] 月
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等 [] 級 (職名、区分等) []
身分	常勤職員
支払差止処分の理由 (公務に対する国民の信頼を確保する上で 支障を生ずると認めた理由(「思料される犯 罪に係る罰則」を含む。)又は懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足 りると相当な理由と思料した内容)	退職者は、[] における調査関係書類や調査情報を[] に漏洩し、また、同[] と飲食 を共にした際、受領したタクシーチケットを利用し、利益供与を受けるなどした。 本行為は、国家公務員法第98条第1項及び同法第99条に違反するとともに、国家公務員倫理規定 第5条第1項に違反するものとして、国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号の規定によ り、[] で懲戒処分として6ヶ月停職となった。また、[] に国税通則法 (守秘義務)違反の容疑で送致されており、当該法定刑は禁錮以上の刑であり、本件行為に係る刑事 事件につき、判決が確定していない現時点においては、一般的退職手当等の額を支払うことが公務 に対する国民の信頼を確保するうえで支障を生じると認められることから、一般的退職手当等の額の 支払いを差し止める。
支払差止処分の取消しの有無 (※ 今回調査対象期間中に支払差止処分 を取り消した場合に「有」を選択してください。)	有
支払差止処分の取消しの該当条項 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	第13条 7 項 号
支払差止処分の取消しの年月日 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	平成 27 年 [] 月 [] 日

※前回調査の調査期間中に支払差止処分を行った事案において今回調査期間中に当該支払差止処分が取り消された場
合、当該支払差止処分の内容についても再度調査票に記入すること。

様式1-(1)

府省等名(独立行政法人国立印刷局)
 所属課名・係名(総務部人事課人事係)
 担当者名(田中 浩史)
 連絡先電話番号([REDACTED])

法第12条及び第14条から第17条までの支給制限等処分

① 今回調査期間中に行われた支給制限等処分の件数

根拠条項		処分 件数	うち、支払差止処分を行っていたもの					
			件数	法第13条 第1項第1号	法第13条 第1項第2号	法第13条 第2項第1号	法第13条 第2項第2号	法第13条 第3項
支 給 制 限 処 分	法第12条第1項第1号	1 (0)						
	法第12条第1項第2号	0 (0)						
	法第14条第1項第1号	0 (0)						
	法第14条第1項第2号	0 (0)						
	法第14条第1項第3号	0 (0)						
	法第14条第2項	0 (0)						
返 納 命 令 処 分	法第15条第1項第1号	0 (0)						
	法第15条第1項第2号	0 (0)						
	法第15条第1項第3号	0 (0)						
	法第16条第1項	0 (0)						
納 付 命 令 処 分	法第17条第1項	0 (0)						
	法第17条第2項	0 (0)						
	法第17条第3項	0 (0)						
	法第17条第4項	0 (0)						
	法第17条第5項	0 (0)						
合 計		1 (0)	0	0	0	0	0	0

様式1-(2)

法第13条による支払差止処分

② 今回調査期間中に行われた支払差止処分の件数

根拠条項	処分件数	(A) うち、今回調査期間 中に支給制限処分を 行った件数	(B) うち、今回調査期間 中に取り消された 件数	(C) (A)及び(B)以外の 件数
支 払 差 止 処 分	法第13条第1項第1号			
	法第13条第1項第2号			
	法第13条第2項第1号			
	法第13条第2項第2号			
	法第13条第3項			
合 計		0	0	0

③ 今回調査期間中に取り消された支払差止処分の件数

該当条項	取消件数	取り消された支払差止処分の件数 (支払差止処分の根拠条項ごと)				
		法第13条 第1項第1号	法第13条 第1項第2号	法第13条 第2項第1号	法第13条 第2項第2号	法第13条 第3項
支 払 差 止 処 分 の 取 消 し	法第13条第5項第1号					
	法第13条第5項第2号					
	法第13条第5項第3号					
	法第13条第6項					
	法第13条第7項					
合 計		0	0	0	0	0

様式2-(1)

支給制限等処分の事案

処分年月日	平成 27 年 [] 月 [] 日
退職者の所属府省等名	[] ([])
退職時の勤務官署又は事務所	[]
退職手当管理機関	[]
処分の種類	全部支給制限処分
根拠条項	12 条 1 項 1 号
支払差止処分の有無 (※ 支給制限処分の場合に選択してください。)	無
支払差止処分の根拠条項 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	第13条 項 号
支払差止処分の年月日 (※ 支払差止処分が「有」の場合に記入してください。)	平成 年 月 日
処分を受けた者	退職者本人 「遺族」の場合、[] 退職者との続柄: []
支給制限・返納命令・納付命令額 (単位: 円)	[] 円
処分前の一般的退職手当等の額／既に支払われた一般的退職手当等の額	[] 円
控除した失業者退職手当額 (※ 返納命令処分又は納付命令処分の場合に記入してください。)	円
処分後に支払われた一般的退職手当等の額 (※ 支給制限処分の場合に記入してください。)	[] 円
勤続期間	[] 年 [] 月
退職年月日	平成 [] 年 [] 月 [] 日
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等 [] 級 (職名、区分等) []
身分	常勤職員
処分の理由	退職者は被害者に対し、わいせつ行為をし、両手で押した上、同人の口を手でふさぐなどの暴行を加え、結果として同人に傷害を負わせた。また、同所において、同人に「金を出せば許してやる」と言って脅迫し、同人所有の現金を差し出させた。その後、警察署で事情聴取の結果、強制わいせつ致傷及び強盗の罪名で公訴を提起され、[] に国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号により懲戒処分として免職となった。

勘案した内容についての説明

施行令第17条で定める事情

当該退職した者が占めていた職の職務及び責任	勘案する事情がない
当該退職した者の勤務の状況	勘案する事情がない
当該退職した者が行つた非違の内容及び程度	勘案する事情がない
当該非違に至つた経緯	勘案する事情がない
当該非違後における当該退職した者の言動	勘案する事情がない
当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	勘案する事情がない
当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響	勘案する事情がない。
当該退職した者又は遺族の生計の状況 (※ 返納命令処分の場合に記入してください。)	

施行令第18条で定める事情

(※ 納付命令処分の場合に記入してください。)

当該退職手当の受給者の相続財産の額	
処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額	
当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況	
当該一般の退職手当等に係る租税の額	

他の参考事項

懲戒処分、刑事上の責任、民事上の責任	
--------------------	--

様式2-(2)

支払差止処分の事案

処分年月日	平成 年 月 日
退職者の所属府省等名	()
退職時の勤務官署又は事務所	
退職手当管理機関	
支払差止処分の根拠条項	第13条 項 号
処分を受けた者	「遺族」の場合、 退職者との続柄: []
勤続期間	年 月
退職年月日	平成 年 月 日
退職時に適用される俸給表等及び級等	退職時に適用される 俸給表等 級 (職名、区分等)
身分	
支払差止処分の理由 (公務に対する国民の信頼を確保する上で 支障を生ずると認めた理由(「思料される犯罪に係る罰則」を含む。)又は懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足 りると相当な理由と思料した内容)	
支払差止処分の取消しの有無 (※ 今回調査対象期間中に支払差止処分 を取り消した場合に「有」を選択してください。)	
支払差止処分の取消しの該当条項 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	第13条 項 号
支払差止処分の取消しの年月日 (※ 支払差止処分の取消しの有無が「有」の 場合に記入してください。)	平成 年 月 日

※前回調査の調査期間中に支払差止処分を行った事案において今回調査期間中に当該支払差止処分が取り消された場合、当該支払差止処分の内容についても再度調査票に記入すること。